

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目指す姿

盛岡市の男女共同参画推進における現状と課題などを踏まえ、この計画の推進により目指す姿を次のとおりとします。

#### 性別等に関わらず誰もが尊重され 活躍できるまち盛岡の実現

- 多様性に富んだ豊かで活力あふれる持続可能な地域の構築を目指し、性別等に関わらず、誰もが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を決意した、盛岡市男女共同参画推進条例の前文を基に定めたものです。
- また、その人らしい「個性と能力の十分な発揮」を、「活躍」という言葉を用いて表現することとします。

### 2 基本理念（条例第3条より）

この「目指す姿」を実現するため、盛岡市男女共同参画推進条例（第3条）で定める「基本理念」を、本計画において基本目標や施策の方向性を定める際の基本理念とします。

#### (1) 人権尊重

誰もが、性別等による人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。

#### (2) 多様な生き方の選択

誰もが、性別等による固定的な役割分担についての意識にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。

#### (3) 活動方針等決定過程への機会の確保

誰もが、性別等にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

#### (4) ワーク・ライフ・バランスの実現

誰もが、性別等にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスを実現することができること。

#### (5) 性と生殖に関する理解と尊重

誰もが、性別等に関する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができること。

### 3 基本目標と施策の方向性

「目指す姿」の実現のため、基本理念や現状と課題等を踏まえ、この計画の基本目標と施策の方向性を次のとおり設定します。

#### ○基本目標 1 性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成

- (施策 1) 男女共同参画の関心と理解を深める啓発活動の推進
- (施策 2) 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実
- (施策 3) 男女共同参画を推進する人材育成

計画の目指す姿である「性別等に関わらず、誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現」のためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、一人一人の意識と行動の変革を促すことが必要です。

このことから、本計画の第一に「意識の形成」を掲げ、性別等に関わらず多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を形成します。

#### ○基本目標 2-1 人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし

- (施策 1) 性の多様性の理解と支援
- (施策 2) 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援
- (施策 3) 男女共同参画視点での災害対応
- (施策 4) 性別等による人権侵害の禁止

#### ○基本目標 2-2 人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶

##### 【第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】

～配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画

- (施策 1) DV 防止に向けた啓発・教育の推進
- (施策 2) 相談及び被害者支援体制の充実
- (施策 3) 被害者の自立支援

性別・性的指向・性自認等に関わりなく、誰もが尊重され、生涯にわたって安全かつ健康な生活を送ることができる環境づくりは、「目指す姿」を実現するための基盤となる取組であることから、性の多様性の理解と支援、性と生殖に関する理解と尊重、平常時の課題が顕著に現れやすいとされる、災害における男女共同参画視点での取組を行います。

また、個人の人格と尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の形成を阻害する、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性別等に起因するハラスメントや暴力などの、「性別等による人権侵害」の解消に向けた取組を進めていきます。

○基本目標 3-1 あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍

- (施策1) 活動方針立案や決定の場における男女共同参画の推進
- (施策2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (施策3) 家庭における男女共同参画の推進

○基本目標 3-2 あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場における活躍

**【盛岡市女性活躍推進計画】**

～女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条に基づく推進計画

- (施策1) 女性の活躍推進
- (施策2) 男性の家庭や地域における活躍推進
- (施策3) ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

社会のあらゆる場面における多様な人材の活躍は、一人一人の豊かで多様な生き方の選択を可能とするだけでなく、市民ニーズの多様化その他の社会情勢の変化に多様な視点で対応するため、また、性別等に関わりなく実質的な機会の平等を担保するため、そして人口減少・少子高齢化が加速する将来においても、豊かで活力あふれる持続可能な社会をつくるために必要な取組です。

このことから、市民生活に密着した行政や政治、町内会活動やPTAなどの地域活動、家庭、そして働く場面において、一人一人の個性と能力を発揮し活躍できる環境づくりを促進していきます。

4 計画の体系

目指す姿

性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現

**基本理念（盛岡市男女共同参画推進条例第3条より）**

- ①人権尊重 ②多様な生き方の選択 ③活動方針等決定過程への機会の確保
- ④ワーク・ライフ・バランスの実現 ⑤性と生殖に関する理解と尊重

**基本目標 1 性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成**

- （施策1）男女共同参画の関心と理解を深める啓発活動の推進
- （施策2）多様な生き方の選択を可能とする学びの充実
- （施策3）男女共同参画を推進する人材育成

**基本目標 2-1 人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし**

- （施策1）性の多様性の理解と支援
- （施策2）性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援
- （施策3）男女共同参画視点での災害対応
- （施策4）性別等による人権侵害の禁止

**基本目標 2-2 人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶**

**【第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】**

- （施策1）DV防止に向けた啓発・教育の推進
- （施策2）相談及び被害者支援体制の充実
- （施策3）被害者の自立支援

**基本目標 3-1 あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍**

- （施策1）活動方針立案や決定の場における男女共同参画の推進
- （施策2）地域活動における男女共同参画の推進
- （施策3）家庭における男女共同参画の推進

**基本目標 3-2 あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場における活躍**

**【盛岡市女性活躍推進計画】**

- （施策1）女性の活躍推進
- （施策2）男性の家庭や地域における活躍推進
- （施策3）ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

## 第4章 施策の展開

第3章で示した計画の体系に基づき、基本目標ごとに次ページ以降に掲げる内容を中心とした施策の展開を図っていきます。

また、本章における共通の記載事項を次のとおりとします。

### 1 成果指標・参考指標について

本計画の進捗管理に用いる指標は次のとおりとします。

#### (1) 成果指標

計画期間中に達成を目指す数値目標として「成果指標」を設定します。

また、計画期間の見直し年度である令和6年度に達成度を検証し、社会情勢の変化等を見極めながら見直します。

#### (2) 参考指標

基本目標の進捗状況をわかりやすく示す指標として「参考指標」を設定します。

### 2 主な取組・事業の分類について

本計画に掲載する取組を次の3つに分類し進捗管理をすることで、より効果的で実効性のある施策展開を図ります。

#### (1) 新たに実施する取組・事業

第2次男女共同参画推進計画における課題の解決や社会の変化等に対応する取組として、計画期間中に新たに実施する取組。

#### (2) 今後検討する取組・事業

高い効果が認められるものの現時点では課題が多く、実施に向けて、調査や多様な実施主体との協議が必要な取組であり、計画期間中に実施できるよう調査・検討を進める取組。

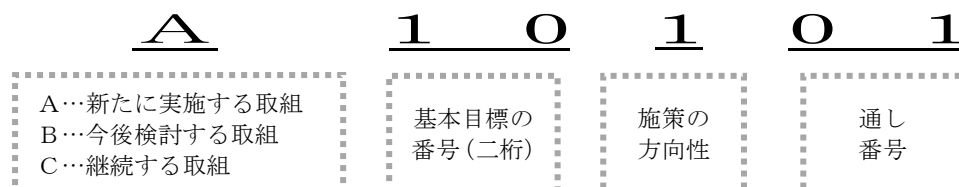
#### (3) 継続する取組・事業

これまで本市の男女共同参画推進に一定の効果を創出し、本計画においても継続が必要とされる取組。

### 3 取組No.について

取組に次のように番号（No.）を割り振ることで、取組を分かりやすく進捗管理します。

(例) 基本目標1，施策1，新たに実施する事業，1番目の取組



## 基本目標 1

### 性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成

- 目指す姿である「性別等に関わらず、誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現」のためには、人権を尊重する意識の更なる向上と、性別等によって役割分担を固定的に捉える意識の解消を進め、一人一人の意識と行動の変革を促すことが必要です。
- このことから、本計画における目標の第一に、「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」を掲げ、依然として残る、性別等に関する固定的な役割分担意識や価値感、慣習、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）などの解消、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実、取組を牽引する人材の育成を進め、意識の改革を図っていきます。

#### ■ 施策の方向性

#### 基本目標 1 性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成

- 【施策 1】男女共同参画の関心と理解を深める啓発活動の推進
- 【施策 2】多様な生き方の選択を可能とする学びの充実
- 【施策 3】男女共同参画を推進する人材育成

#### ■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)
男女共同参画社会の推進や人権問題への取組についての重要度 (市まちづくり評価アンケート)	51%	66%

#### ■ 参考指標

項目	現状値 (H30)	単位	目指す方向	把握方法
社会で男女平等と思う人の割合	7.2	%	↑	市民意識調査等
推進月間における事業の参加者数 (延)	290	人	↑	庁内調査
男女共同参画に関連した講座・イベントの受講人数	4,613	人	↑	庁内調査
市民団体支援事業の申請団体数	6	団体	↑	庁内調査
市民団体支援事業の参加者数	107	人	↑	庁内調査
社会教育施設の男女共同参画関連講座の受講人数	12,284	人	↑	庁内調査

**【施策1】 男女共同参画の関心と理解を深める啓発活動の実施**

人々の意識の中に形成された、性別等に基づく固定的な役割分担意識や偏見等を解消し、多様な生き方を選択できる意識を形成するためには、男女共同参画に関する認識や意義に対する関心と理解を深めることが重要です。

このため、推進月間などにおける啓発事業や、男女共同参画推進に関する情報の収集と提供・発信など、意識醸成のための啓発活動を積極的に展開します。

**■ 今後検討する取組・事業**

No.	主な取組・事業	所管
B 10101	<b>男女共同参画拠点施設（もりおか女性センター）の機能充実</b> 男女共同参画推進における課題の多様化・増大化に対応するため、施設名の変更などを含め、拠点施設としての機能の充実の方策を検討します。	市民部
B 10102	<b>児童生徒向け男女共同参画出前講座の実施</b> 小・中学校などにおける男女共同参画出前講座の実施を検討します。	市民部 教育委員会

**■ 継続する取組・事業**

No.	主な取組・事業	所管
C 10101	<b>推進月間における重点的な啓発活動</b> 「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成 11 年 6 月 23 日にあわせ、毎年 6 月に開催される国の「男女共同参画週間」と連動した啓発イベントを実施します。	市民部
C 10102	<b>男女共同参画に関する広報と情報提供</b> 男女共同参画情報紙の発行や SNS など多様な媒体により、市民等へ男女共同参画社会意識形成に有益な取組の情報提供を行います。	市民部
C 10103	<b>男女共同参画関連資料の収集と提供</b> 男女共同参画意識の形成に資する図書等の収集と貸出を行うとともに、地域の状況を客観的に把握するための男女別統計資料の作成と提供を行います。	市民部

## 【施策2】 多様な生き方の選択を可能とする学びの充実

性別等に関わらず誰もが互いを尊重しあうことや、人生100年時代において誰もがいくつになっても、性別等の慣習や固定観念、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）等にとらわれずに、自らの生き方について多様な選択を可能とするためには、男女共同参画に関する教育・学習の充実が必要です。

このため、市民・事業者・教育関係者向けの教育、講座や講演会など、男女共同参画に関する学習機会を提供します。また、若年層における教育が男女共同参画意識形成において重要な役割を果たすことから、発達段階に応じた男女共同参画教育を推進します。

### ■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 10201	<b>教育関係者向け男女共同参画推進研修の実施</b> 児童生徒等が、自分自身の働き方や暮らし方を、性別等による固定的な役割分担意識にとらわれず考えられるようにするため、指導的立場にある教員に向けた研修の実施を検討します。	市民部 教育委員会
B 10202	<b>進路選択のための保護者等向け事業の実施</b> 性別等による固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な職業について知るための取組の実施を検討します。	市民部 教育委員会 商工労働部
B 10203	<b>性別で分けない名簿導入の検討</b> 出席簿・学級名簿など主に教育現場などで使用される名簿について、「性別で分けない名簿」の導入を検討します。	市民部 教育委員会

### ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10201	<b>男女共同参画意識を形成するための教育・学習の推進</b> 学校教育において男女共同参画意識の形成に資する取組を行います。また、あらゆる教育の場において、男女共同参画に関連した出前講座を実施するなど、理解の促進と意識の形成を図ります。	市民部 教育委員会
C 10202	<b>男女共同参画に関する講座・講演会等の学習機会の充実</b> 男女共同参画拠点施設「もりおか女性センター」を中心に、市民のニーズや社会情勢の変化等を踏まえた講座や講演会等を実施します。また社会教育施設等において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、多様な生き方の選択に資する講座等を実施します。	市民部 教育委員会
C 10203	<b>キャリア教育の推進</b> 次世代を担う若者が、固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校現場等において適切な指導を行います。	商工労働部 教育委員会



### 【施策3】男女共同参画を推進する人材育成

家庭や地域、学校、職場などのあらゆる場面において男女共同参画を推進するためには、男女共同参画に興味・関心を持ち、重要性を理解するとともに、周囲を巻き込みながら課題解決のために率先して取り組む人材をより多く育成することが肝要です。

このため、人材育成のための講座や講演会の実施や、県で実施する人材育成事業との連携、市民の自発的な活動を促進するための情報提供や活動場所の提供などを通じ、様々な分野で男女共同参画の取組を牽引できる人材の育成を促進します。

#### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管																		
A 10301	<p><b>男女共同参画人材育成講座受講後の活躍機会の創出</b></p> <p>人材育成講座等修了後の活躍支援のため、活動機会の情報提供や、自主グループ立ち上げの支援など、学びの成果を地域での活動に還元できる活動機会の創出を支援します。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0e0e0;">工程表</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">2年度</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">3年度</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">4年度</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">5年度</th> <th style="background-color: #e0e0e0;">6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">仕組み検討</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">実施</td> <td></td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	仕組み検討			→	→	→	実施		実施				市民部 教育委員会
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度															
仕組み検討			→	→	→															
実施		実施																		

#### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 10302	<p><b>男女共同参画人材育成講座等の実施</b></p> <p>もりおか女性センターを核とし、様々な分野で男女共同参画を推進できる人材を育成するための講座や講演会等を実施します。</p>	市民部
C 10303	<p><b>県男女共同参画サポーター養成講座等との連携</b></p> <p>県が実施する男女共同参画サポーター養成講座等への事業協力と、サポーター認定後の活動のための情報提供などを実施します。</p>	市民部
C 10304	<p><b>男女共同参画団体の育成につながる取組</b></p> <p>市民等の自発的な活動を促進するため、男女共同参画団体登録・育成を行い、女性センターにおける活動場所の提供、助言や情報提供、市民団体支援事業等による事業費助成等の活動支援を実施します。</p>	市民部

## 基本目標 2 - 1

### 人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし

- 性別・性的指向・性自認等に関わらず誰もが尊重され、人権侵害を受けない社会を目指すことや、身体的性差を十分に理解しあい、妊娠や出産など性と生殖に関する健康と権利について個人の意思が尊重され、生涯を通じ心と体の健康を享受できるようにすることは、男女共同参画社会の実現にあたり、基盤となる理念です。
- また災害時においては、平常時におけるこれらの課題が顕著に現れやすいことが指摘されていることから、性別等により、災害から受ける影響に違いが生じることに配慮した防災の取組や、災害時の困難を最小限にする取組も求められています。
- このことから、性の多様性の理解と支援に向けた取組、性と生殖に関する理解の促進と生涯に渡る健康支援の取組、災害時における男女共同参画視点での取組、性別等による人権侵害の防止に関する取組を実施します。

#### ■ 施策の方向性

#### 基本目標 2 - 1 人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし

- 【施策 1】性の多様性の理解と支援
- 【施策 2】性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援
- 【施策 3】男女共同参画視点での災害対応
- 【施策 4】性別等による人権侵害の禁止

#### ■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)
人権相談件数（女性センター女性相談，子ども青少年課女性相談，子ども家庭総合支援センター児童家庭相談） （盛岡市総合計画まちづくり指標）	8,950 人	維持

#### ■ 参考指標

項目	現状値 (H30)	単 位	目指す 方向	把握方法
LGBTに関する啓発事業の参加人数	80	人	↑	庁内調査
LGBTに関する職員研修の参加人数	0	人	↑	庁内調査
妊婦健康診査受診率	99.1	%	↑	庁内調査
特定健診・成人健診受診者数	104,406	人	↑	庁内調査
男女共同参画視点での防災講座等の受講者数	19	人	↑	庁内調査
男女共同参画視点の防災リーダー等認定者数（累計）	61	人	↑	庁内調査

**【施策1】 性の多様性の理解と支援**

近年、社会全体で多様性を尊重し、性的少数者（LGBT等）への理解と支援の動きが加速しています。その一方で、多様な性のあり方への無理解などから、性的指向や性自認を理由とした差別や偏見により、性的少数者（LGBT等）の当事者は生きづらさを抱え、社会生活で困難な状況に置かれている場合が多いといわれています。特に自殺念慮や自殺未遂の割合が高いことなども指摘されており、人権尊重の観点から、当事者の方々が直面している困難や不便を理解し、支えあう意識の醸成が必要です。

このことから、性の多様性についての関心と理解を深め、偏見や差別等を解消するための啓発や講座等を通して、理解と支援に向けた市民意識を醸成するとともに、当事者の方々が直面している生活上の困難や、不便の解消に向けた環境づくりを進めていきます。

**■新たに実施する取組・事業**

No.	主な取組・事業	所管											
A 21101	<p><b>性の多様性の理解に向けた啓発・講座等の実施</b>                      各種講座やイベント、パネル展の開催、啓発冊子の作成及び学校等への配布を通して、性の多様性の理解促進に向けた啓発を行います。                      また、市民や地域活動団体等向けの出前講座を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業実施・冊子作成</td> <td>事業実施・冊子配布</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	事業実施・冊子作成	事業実施・冊子配布	→	→	→	市民部 教育委員会
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
事業実施・冊子作成	事業実施・冊子配布	→	→	→									
A 21102	<p><b>市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施</b>                      行政や教育現場、職場における性の多様性の理解と支援の促進のため、市職員や教育関係者、事業者等を対象にした研修を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画・調整 一部実施</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	企画・調整 一部実施	実施	→	→	→	市民部 教育委員会
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
企画・調整 一部実施	実施	→	→	→									
A 21103	<p><b>生活上の不便の解消に向けた環境づくり（多目的トイレ設置等）</b>                      市申請書等の性別記載欄の削除や、誰もが利用しやすい多目的トイレ等の普及啓発を行います。また、意見交換会等を通して、当事者のニーズを把握しながら、生活上の不便を解消する取組や、同性カップルが利用できる公共サービス等の周知を進めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請書調査 (毎年)</td> <td>ニーズ把握 サービス周知</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	申請書調査 (毎年)	ニーズ把握 サービス周知	→	→	→	市民部 (全庁)
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
申請書調査 (毎年)	ニーズ把握 サービス周知	→	→	→									

■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 21101	<b>同性パートナーシップ制度導入の検討</b> 同性カップルに対し、婚姻と同等であることを公的に承認する制度の導入を検討します。	市民部
B 21102	<b>LGBT相談体制の検討</b> 性的少数者の方々が抱える悩みや不安、問題等について、当事者や家族、友人からの相談に応じる体制を検討します。	市民部
B 21103	<b>「LGBTフレンドリー企業」登録制度の検討</b> 性的少数者に対する理解と支援の取組を行っている企業を、「LGBTフレンドリー企業」として登録し、ホームページなどで公開する制度の創設を検討します。	市民部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21101	<b>人権尊重の理念に基づいた教育の推進</b> 性的少数者の方々に対する偏見や差別解消を含め、性別等に関わらず個人として尊重されるよう、学校教育や家庭教育、公民館等の社会教育の場等を通じ、人権を尊重する意識の醸成に向けた教育を行います。	市民部 教育委員会

## 【施策2】 性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援

女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期とライフステージごとに大きく変化するほか、男性に比較し平均寿命と健康寿命の差が大きく、相対的に介護を必要とする人が多い傾向があります。また、男性においては、肥満者の割合や喫煙・飲酒する割合が高いほか、悩みや困りごとを相談しにくいなど精神面で孤立しやすい傾向があるといわれており、経済・生活問題や勤務問題などを背景に、盛岡市では自殺死亡者の7割が男性であるなどの問題があります。

こうした実態を改善し、性別等に関わらず、誰もが生涯にわたって安全かつ健康な生活を送るため、妊娠・出産時の健康支援や、性差に応じた健康支援、ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。

### ■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 21201	<b>産後ケア事業の拡充</b> 出産退院後、助産師が自宅を訪問し、出産後の母親の体や心の不調のケアや赤ちゃんのケアなどを行う産後ケア事業について、デイサービス型の実施など、事業の拡充を検討します。	子ども未来部

### ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21201	<b>性と生殖に関する理解の促進に向けた啓発活動</b> 性別による身体的な違いに関することや、生涯を通じて異なる健康上の課題に直面することなどについて理解を深め、妊娠や出産等の性と生殖に関する個人の意思を尊重しあうことの啓発や理解促進のための取組を行います。	市民部 子ども未来部
C 21202	<b>思春期保健教育の充実</b> 若年層に向けて、望まない妊娠、性感染、SNSを通じた性被害やデートDVなどを防止し、性と生命を尊重する学びの機会を提供します。幼児と触れ合うことにより父性・母性を育成する体験学習を実施します。学校においては、異性の理解や尊重、体の成熟や性的な発達、それに伴う適切な行動などについての教育を行います。	市民部 子ども未来部 教育委員会
C 21203	<b>妊産婦健康診査や保健指導、妊産婦医療費給付等の母子保健の充実</b> 妊娠・出産・産後における健康診査を通して、身体的・精神的状況を把握し、母体や乳幼児の発育、妊娠・出産期の健康管理の支援を行うとともに、妊産婦に対する医療費給付等を行います。	市民部 子ども未来部

No.	主な取組・事業	所管
C 21204	<b>妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実</b> 子ども未来ステーション（子育て世代包括支援センター）において、保健師等の専門職が、妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行います。	子ども未来部
C 21205	<b>特定健診・成人健診等の実施</b> 生活習慣病等の発症や重症化の予防，健康寿命の延伸のため，特定健診（メタボリックシンドロームの改善）や成人検診（女性健康診査・がん検診等）の実施など，ライフステージに合わせた検診を実施します。	市民部 保健福祉部 玉山総合事務所
C 21206	<b>健康増進に向けた自己管理の啓発</b> 肥満や運動習慣，喫煙，飲酒など，健康を維持・増進するための自己管理について，各種健康教室や健康相談，イベント等を通して周知啓発します。	保健福祉部 玉山総合事務所
C 21207	<b>こころの健康に関する周知啓発と相談や支援体制の充実</b> 性別等や対象に応じた相談窓口の周知と，必要な支援・見守りのためのゲートキーパーの養成により，包括的な相談支援を行います。	保健福祉部

### 【施策3】 男女共同参画視点での災害対応

災害時においては、平常時における社会の課題が顕著に現れやすいことが指摘されています。東日本大震災の経験等から、授乳室や性別等によるニーズの違いに配慮したトイレ等の設置、多様な視点を反映させた避難所運営の適切な役割分担、さらに女性や子どもに対する性暴力等の防止など、避難生活を少しでも安全・安心なものにする取組や、性別等により災害から受ける不安や困難の違いへの配慮など、災害対応（予防、応急、復旧・復興）の各場面において、男女共同参画の視点を踏まえた取組が求められています。

このことから、講座や発行物により、男女共同参画視点での災害対応についての意識啓発を行うほか、男女共同参画視点を持ちながら地域防災で活躍できる人材の育成に取り組み、災害に直面しても、性別等に関わらず誰もが災害時の困難を最小限にするための取組を実施します。

#### ■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 21301	<b>自主防災組織と防災リーダーの連携の充実</b> 男女共同参画視点を持ちながら災害対応に取り組む防災リーダー等が、地域の自主防災組織等と連携し、広く活動できる仕組みづくりを検討します。	総務部 市民部

#### ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21301	<b>男女共同参画視点の防災講座や意識啓発の実施</b> 地域に向けて、男女共同参画視点での防災出前講座の実施や、パンフレットの配布等を通じ、実際に行う防災訓練や避難所運営訓練で、女性や性的少数者（LGBT等）などの視点を取り入れた訓練の実施ができるよう、啓発活動や情報提供を実施します。	総務部 市民部
C 21302	<b>男女共同参画視点で災害対応に取り組む人材の育成</b> 自主防災組織や町内会などの地域において、男女共同参画視点で災害対応ができる防災リーダーやサポーター等の養成を行います。	総務部 市民部
C 21303	<b>災害対応における意思決定過程の場への女性の参画拡大に向けた意識啓発</b> 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、災害時の困難を最小限にし地域の防災力の向上を図るため、防災会議や避難所等管理責任者に男女双方を設置するなど、災害対応における意思決定過程の場において、女性の参画が拡大するよう意識啓発を行います。	総務部 市民部

## 【施策4】 性別等による人権侵害の防止

セクシュアル・ハラスメントなど性別等に関連するハラスメントや、DVなどの暴力、性別等を理由とした差別的取扱などの「性別等による人権侵害」は、個人の人格と尊厳を傷つけるものであり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、社会全体でその解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

そのため、日常生活において、どのような行為が性別等による人権侵害にあたるのかについて、市民や事業所等に向けた啓発活動や、子どもの頃からの人権教育を行うほか、性別等による人権侵害に対する相談について、関係機関と連携しながら適切に対応していきます。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管											
A 21401	<p><b>性別等による人権侵害の禁止に関する意識啓発</b> 市民や事業者向けに、どのような行為が性別等による人権侵害にあたるのかなどの具体事例の啓発や、相談先についての情報提供などを行います。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d3d3d3;">工程表</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">2年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">3年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">4年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">5年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d3d3d3;">啓発資料作成</td> <td>周知啓発</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発資料作成	周知啓発	→	→	→	市民部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
啓発資料作成	周知啓発	→	→	→									
A 21402	<p><b>発行物をはじめとする情報発信に際する表現への配慮の周知啓発</b> 性別等による人権侵害にあたる表現または固定的な役割分担を反映させた表現等を行わないよう、市民向けに具体的事例をあげながら広く周知啓発を行います。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d3d3d3;">工程表</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">2年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">3年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">4年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">5年度</th> <th style="background-color: #d3d3d3;">6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d3d3d3;"></td> <td>啓発資料作成</td> <td>周知啓発</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		啓発資料作成	周知啓発	→	→	市民部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度								
	啓発資料作成	周知啓発	→	→									



■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 21401	<b>性別等による人権侵害防止のための出前講座の実施</b> 市民や事業者向けに、性別等による人権侵害の防止に向けた出前講座を行います。	市民部
C 21402	<b>情報モラル教育・講座等の実施</b> スマートフォン等の普及によるいじめや犯罪、青少年を取り巻く有害環境浄化のため、情報モラル教育を実施します。	子ども未来部 教育委員会
C 21403	<b>性別等による人権侵害に関する相談体制の充実</b> 性別等による人権侵害に対する相談窓口の周知・啓発を行うほか、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭総合支援センター、性犯罪・性暴力被害者支援はまなすサポートセンター、国の人権擁護機関や総合労働相談など関係機関と連携しながら、相談者の問題解決に向けた支援を行います。	総務部 市民部 子ども未来部 商工労働部

## 基本目標 2-2

### 人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶

#### 【第3次盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、重大な人権侵害です。これまでも本市においては、配偶者暴力相談支援センターや女性相談を中心に、県内におけるDV相談の半数を占める年間900件近くの相談対応や支援を実施してきました。
- 近年では児童虐待や精神障害等の問題が絡み、相談内容が複雑化し早期問題解決が困難な事案が多くなってきています。また相談者の居住地が広域化する傾向もあります。
- そのため、暴力を根絶するための予防啓発の取組や、幅広い年齢層や事案に応じた相談対応、被害者保護と生活再建に向けた支援を実施し、DV被害者が安全に生活再建できるよう、関係機関がより一層連携し、支援体制を強化していきます。

#### ■ 施策の方向性

#### 基本目標 2-2 人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶

- 【施策1】DV防止に向けた啓発・教育の推進
- 【施策2】相談及び被害者支援体制の充実
- 【施策3】被害者の自立支援

#### ■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)
DV新規相談件数（市配偶者暴力相談支援センター・女性相談） （庁内調査）	204人	維持

#### ■ 参考指標

項目	現状値 (H30)	単 位	目指す 方向	把握方法
人権出前講座受講者数	1,053	人	↑	庁内調査
「女性に対する暴力をなくす運動」への参加人数	1,701	人	↑	庁内調査
市職員DV研修受講者数	99	人	↑	庁内調査
DV相談件数（女性センター・子ども青少年課）	882	件	→	庁内調査
DV予防啓発のための学生リーダー数	19	人	↑	庁内調査
盛岡広域7市町居住者からの相談件数（件）	138	人	↑	庁内調査

## 【施策1】 DV 防止に向けた啓発・教育の推進

自分の経験がDV被害であったことへの気付きや、加害者や被害者を生まないための予防、子どもの前で配偶者等に暴力を振るうことは児童虐待にあたることの認識など、暴力の予防と根絶のためには、教育や啓発活動の拡充が必要です。

このため、DVの理解促進や相談窓口の周知を図り、児童虐待の取組と併せ、集中取組期間を中心に啓発活動を推進するほか、若年層に向けたDV予防啓発などの取組が意識醸成のために効果的であることから、人権出前講座などの教育・学習機会を積極的に提供します。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 22101	<b>子育て世代へ向けた周知啓発</b> 子育て教室や子どもの定期健診時に啓発活動を行います。	市民部 子ども未来部												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>仕組検討</td> <td>啓発</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		仕組検討	啓発	→	→	→	
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
	仕組検討	啓発	→	→	→									

### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22101	<b>国の「女性に対する暴力をなくす運動」に呼応した啓発活動の実施</b> 11月に実施する国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、児童虐待防止との取組も併せ、市内各所で啓発活動やイベントを実施するなど、広く市民の意識啓発のための活動を実施します。	市民部 子ども未来部
C 22102	<b>広報誌、情報紙、ホームページ等を活用した啓発</b> DVに関する情報発信を定期的に行い、関心と理解を深め、暴力を容認しない社会づくりのため、継続して意識醸成を図ります。	市民部 子ども未来部
C 22103	<b>地域へ向けた学習機会の提供</b> DVを許さない意識づくりのため、DV予防啓発のための出前講座等を実施します。	市民部
C 22104	<b>若年層向け人権出前講座の実施</b> 中学校・高校・大学等において、デートDVを含む人権教育に関する出前講座を実施します。	市民部 教育委員会
C 22105	<b>学生リーダーの養成</b> 若年層に向け、よりよい人間関係の築き方などの人権意識を醸成するとともに、同年代向けに効果的な啓発活動を行うため、「ユースリーダー（大学生や専門学校生等の学生リーダー）」を養成します。	市民部

## 【施策2】 相談及び被害者支援体制の充実

DV被害者への適切な支援にあたっては、市だけでなく、県、広域市町、県内12箇所ある配偶者暴力相談支援センターや児童虐待などの相談機関、地域、教育機関、警察、医療機関及び司法機関等が一体となり、連携して対応する必要があります。

そのため、市配偶者暴力相談支援センターや女性相談において、関係機関等と連携した相談対応、緊急宿泊支援、県で実施する一時保護との連携、関係機関への同行支援、法律相談会の開設など、被害者保護と生活再建に向け、切れ目ない支援を実施します。

また、市内においても職員研修の実施や担当者会議の実施などを通じ、被害者支援に対する意識の共有化を図り、支援体制の構築を進めます。さらに、相談者の広域化に対応するため、盛岡広域圏における相談体制の充実を図ります。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 22201	<p><b>性犯罪・性暴力、若年層を対象にした性的な暴力等の予防啓発と支援</b>                      県の性犯罪・性暴力被害ワンストップ支援センター「はまなすサポート」と連携し、性暴力被害者に対し適切な支援を実施します。また、デートDVやストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、若年女性を対象とした性的な暴力（AV出演強要問題、「JKビジネス」問題等）に対し、予防啓発活動や相談窓口の周知、また被害に合った場合の適切な相談対応を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談窓口 周知・対応</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	相談窓口 周知・対応		→	→	→	→	市民部 子ども未来部 保健福祉部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
相談窓口 周知・対応		→	→	→	→									
A 22202	<p><b>メール相談・男性DV相談の実施</b>                      幅広い相談ニーズに対応するため、メール・SNS等を活用した相談対応や、男性のDV相談対応の実施を検討します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仕組み検討</td> <td></td> <td>試行・検証</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	仕組み検討		試行・検証	実施	→	→	市民部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
仕組み検討		試行・検証	実施	→	→									

### ■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22201	<p><b>外国人DV被害者の支援の検討</b>                      今後ニーズが高まることが予測される外国人居住者への対応のため、国際交流担当部署と連携し、市内に住む外国人向けのDV相談の適切な対応や外国語によるDV啓発資料の作成を検討します。</p>	市民部 交流推進部

■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22201	<b>相談体制の充実</b> 相談窓口の周知を行うとともに、DV相談に関連する女性相談、高齢者虐待相談、児童虐待相談等を実施します。また、相談の職務関係者に対する研修機会を充実させ、支援に携わる人材の育成や質の向上を図ります。	市民部 子ども未来部 保健福祉部
C 22202	<b>盛岡市配偶者暴力相談支援センターの運営</b> 相談対応、DV証明書の発行、緊急宿泊支援、県で実施する一時保護との連携、関係機関への同行支援、法律相談会の開設など、DV被害者に対する支援の拠点として、被害者に寄り添ったきめ細やかな支援を行います。	市民部
C 22203	<b>配偶者暴力相談支援センター広域連携事業の実施</b> 盛岡広域市町と連携し、盛岡広域市町居住者からのDV相談に対応するほか、DV予防啓発のための冊子作成などの啓発事業を実施します。	市民部
C 22204	<b>関係機関との連携の強化</b> 他の配偶者暴力相談支援センターや児童相談関係機関、警察署、教育・医療・司法などの各機関との連携を深め、被害者の支援を行います。また、地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員と連携し、被害者の早期発見や相談支援窓口の情報提供に関する理解と協力を働きかけていきます。	市民部 子ども未来部 保健福祉部
C 22205	<b>被害者を支援する体制づくり</b> 住民基本台帳事務DV被害者等支援措置（住民票等の閲覧・交付制限）や、市の各種証明書の交付や文書送付制限等の被害者情報保護に取り組むとともに、DV被害者対応職員研修やDV施策担当者会議等を実施し、被害者支援にむけた市職員の認識と意識の向上を図ります。	市民部 (全庁)

### 【施策3】 被害者の自立支援

DV被害者が安全に安心して地域で生活を再建するためには、行政をはじめ、あらゆる支援のための制度を活用して、住宅の確保、経済的自立、子どもに対する支援等の生活基盤を確立する必要があります。

このため、庁内の担当部署及び相談機関が連携して、被害者の就職支援や、被害者の経済状況に応じ、生活困窮者支援や生活保護、児童扶養手当等の支援を行います。また、子どもの安全を確保した上で学校生活を送れるよう、指定校の変更や区域外就学の手続を行うなど、あらゆる面から被害者の生活再建のための支援を行います。

#### ■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 22301	<b>ワンストップサービスの構築の検討</b> DV被害者に対するワンストップ窓口（窓口の一元化）の検討を行います。	市民部 窓口関係課
B 22302	<b>生活支援サポーターの育成の検討</b> DV被害者の生活を継続的に支援する市民サポーターの育成を検討します。	市民部 子ども未来部
B 22303	<b>加害者更生を含む加害者対応に対する取組の検討</b> 更生プログラムの実施などの加害者対応の取組について、国の動向を見極めながら、適切な被害者支援体制の構築に向け検討します。	市民部 子ども未来部

#### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 22301	<b>DV被害者の自立支援</b>  ● <b>住まいの支援</b> 市営住宅に関する相談等と、市営住宅入居の優遇措置  ● <b>福祉に関する支援</b> 生活困窮に至った方への自立支援の相談や生活保護の相談 医療費助成等に関する支援  ● <b>保険・年金に関する支援</b> 国民健康保険への加入や保険証の再発行、年金の手続き等の支援  ● <b>健康に関する支援</b> 成人健康診査や予防接種等の支援	建設部  保健福祉部 市民部  市民部  保健福祉部

No.	主な取組・事業	所管
(C 22301)	<p><b>●教育に関する支援</b> 指定校の変更及び区域外就学，就学援助等の支援</p> <p><b>●ひとり親家庭等に対する就労支援</b> 就業相談や就業情報の提供，就職につながる実践的な支援講座などの就業支援，養育費の相談などの生活支援。</p> <p><b>●要保護児童対策に関する支援</b> 母子生活支援施設の運営と入所に関する支援，児童手当・児童扶養手当等の給付，保育施設の入園相談等の子育てに関する支援</p>	<p>教育委員会</p> <p>子ども未来部</p> <p>子ども未来部</p>

## 基本目標 3-1

### あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍

- 地域社会，行政，政治その他あらゆる場面における多様な人材の活躍は，市民ニーズの多様化等の変化に多様な視点で対応するため，また，性別等に関わりなく実質的な機会の平等を担保するため，そして人口減少・少子高齢化が加速する将来においても持続可能な地域社会を形成するためにも必要であり，社会全体で取り組むべき重要な課題であるともいえます。
- このことから，市審議会等における男女の委員数の均衡，男女共同参画の視点に立った市職員の研修等の取組を進めるとともに，多様な幅広い層の政治参画を促進するための関心と理解を深める取組，地域活動や，家庭において男女共同参画視点で活動が促進されるような環境づくりを行っていきます。

#### ■ 施策の方向性

#### 基本目標 3-1 あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍

- (施策 1) 活動方針立案や決定の場における男女共同参画の推進  
 (施策 2) 地域における男女共同参画の推進  
 (施策 3) 家庭における男女共同参画の推進

#### ■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)
市の審議会等委員に占める女性の割合 (庁内調査)	30.6%	40%

#### ■ 参考指標

項目	現状値 (H30)	単位	目指す 方向	把握方法
女性委員のいない市審議会等の数	5	-	↓	庁内調査
女性人材リスト登録者数	150	人	↑	庁内調査
市職員における女性管理職割合	8.39	%	↑	内閣府調査
市議会における女性議員割合	15.8	%	↑	庁内調査
小中学校PTA会長に占める女性割合	16.9	%	↑	庁内調査
自治会・町内会長に占める女性割合	6.5	%	↑	庁内調査
市内の小中学校における女性校長割合	11.1%	%	↑	庁内調査
子ども家庭総合支援センター相談実件数	463	件	→	庁内調査



## 【施策 1】 活動方針立案や決定の場における男女共同参画の推進

市民生活に密着した行政分野において、市には、子育て・教育、介護・医療、まちづくり等、市民ニーズのきめ細やかな把握と、より柔軟で新しい発想が求められています。男女共同参画の視点から、性別等に関わりなく多様な視点を持つ人材が活躍できる環境づくりを率先して行うことで、あらゆる分野における行政サービスの質の向上につなげていく必要があります。また、政治分野においても、多様な意見が政策に反映されるためには、性別等に関わりなく多様な人材が政治に参画することが極めて重要です。

市の審議会等における女性委員の割合は約 30%で、ここ数年横ばい傾向にあることから、条例で定める委員の男女数の均衡を図ります。また、職員に対する男女共同参画の意識啓発のための研修や、性別等に関わらない採用や能力開発、能力・適性を重視した登用などを通じ、多様な人材が活躍できる環境づくりを行います。また、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨にのっとり、市民の関心と理解を深めるための取組を推進します。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管																		
A 31101	<p><b>政治分野における男女共同参画の推進に向けた啓発</b> 多様な人材が政治に参画する意義や必要性について、市民の関心と理解を深めるための講座や啓発活動を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座の開催</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>啓発活動</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座の開催		→	→	→	→	啓発活動		→	→	→	→	市民部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度															
講座の開催		→	→	→	→															
啓発活動		→	→	→	→															

### ■今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 31101	<p><b>市の審議会等におけるクォータ制の調査・研究</b> 市の審議会等における男女の比率に偏りがある状況を踏まえて、制度として人数や比率を割り当てるクォータ（quota）制について、国や他の自治体の動向も含め、調査・研究します。</p>	市民部

## ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31101	<b>市審議会等の男女の委員数の均衡の取組</b> 市の審議会等委員の女性就任率調査を実施し，男女数の均衡が図られるよう，担当部署への働きかけ及び意識啓発を行います。	市民部 全庁
C 31102	<b>女性人材リストの整備と活用</b> あらゆる分野で活躍している女性人材のリストを作成し，市や公的機関の各種委員や，地域での学習会の講師選定等に活用します。	市民部
C 31103	<b>市職員における男女共同参画の推進に配慮した研修</b> 市の新採用職員研修において，男女共同参画意識啓発の研修を行います。また，女性職員の意欲を高めるための職員研修等を行います。	総務部 市民部
C 31104	<b>市職員における性別等に関わらない採用・能力開発・役職への登用</b> 性別等に関わらず，能力と適性に応じた職員採用や能力開発，役職への登用を行います。	総務部

## 【施策2】 地域における男女共同参画の推進

町内会・自治会等の地域活動やPTA活動においては、役職には男性が多く就くなど、従来からの慣習・慣行や性別等による役割分担意識が未だに多く残っています。

地域活動等の活性化に当たっては、多様な視点での組織運営や事業展開が不可欠であるため、それらの活動に男女共同参画の視点が反映され、多様な人材が参画しやすい環境づくりが促進されるよう、情報提供や働きかけを行います。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 31201	<p><b>町内会・自治会，PTA等の地域活動における男女共同参画の推進</b> 男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう，町内会・PTA等へ活動事例の情報提供や啓発を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供・啓発</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	情報提供・啓発		→	→	→	→	市民部 教育委員会
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
情報提供・啓発		→	→	→	→									

### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31201	<p><b>地域における学習機会の提供</b> 町内会などに向け，男女共同参画に関する出前講座を実施します。</p>	市民部

### 【施策3】 家庭における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会を形成する上で根幹となる重要な取組の一つです。平成30年度に実施した市民アンケート調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による役割分担意識に概ね反対と男女とも3分の2が回答したものの、一般的には、家事・育児・介護など、家庭でのケア役割は、依然として女性に偏っている傾向があります。

このため、家族の一人一人が、性別等に関わらず共に協力して家事・育児・介護等に取り組むための啓発や情報提供を行うとともに、多様なニーズに対応した子ども子育て支援の充実や、今後性別等を問わず多くの方が直面するとされる介護に関する支援体制の充実により、家庭における男女共同参画の推進を図ります。

#### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 31301	<p><b>家庭における男女共同参画意識醸成の取組</b></p> <p>家族の一人一人が、性別等に関わらず共に協力して家事・子育て・介護等に取り組むための啓発活動、情報提供を行います。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発・ 情報提供</td> <td></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発・ 情報提供		→	→	→	→	市民部 教育委員会
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
啓発・ 情報提供		→	→	→	→									

#### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 31301	<p><b>子ども子育て支援の充実</b></p> <p>子育てに関する情報提供や相談に対応するとともに、さまざまな悩みを抱える子育て家庭に寄り添い、必要な支援を行います。</p>	子ども未来部
C 31302	<p><b>家庭教育活動の推進</b></p> <p>家庭教育の重要性と必要性について理解し、各家庭で実践できるよう、子どもの成長の発達段階に応じた情報提供や教育活動を推進します。</p>	教育委員会
C 31303	<p><b>ひとり親家庭の自立促進に向けた支援</b></p> <p>ひとり親家庭の自立に向けて、相談対応から就職支援や生活支援など、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。</p>	子ども未来部
C 31304	<p><b>介護支援体制の充実</b></p> <p>今後、高齢者が増加する中で、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談や各種サービスなどの支援体制の充実に努めます。</p>	保健福祉部

## 基本目標 3-2

### あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場面における活躍

#### 【盛岡市女性活躍推進計画】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条に基づく市町村推進計画

- 人口減少・少子高齢化が進行する中、働く場面において、性別等に関わらず多様な人材が仕事と生活を両立させながら、意欲と能力を発揮し活躍できる環境を整えていく取組が求められています。活躍の場の広がり、一人一人の豊かで多様な生き方を可能とするのみならず、社会の支え手を増やし、現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、将来にわたっても、豊かで活力あふれる持続可能な地域を構築するために必要不可欠な取組です。
- この実現のために、働く場面における「女性の活躍推進」と、「男性の家庭・地域への参画促進」、その取組の前提となる「ワーク・ライフ・バランスの推進」を三位一体のものとして推進することで、働く場面における多様な人材の活躍を実現していきます。

#### ■ 施策の方向性

### 基本目標 3-2 あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場面における活躍

- （施策 1）女性の活躍推進
- （施策 2）男性の家庭や地域における活躍推進
- （施策 3）ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備

#### ■ 成果指標

項目	現状値 (H30)	目標値 (R6)
女性活躍推進法に基づく市内の認定企業（えるぼし認定） (庁内調査)	6	20

■参考指標

項目	現状値 (H30)	単 位	目指す 方向	把握方法
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数(市内)	(照会中)	社	↑	庁内調査
「いわて女性活躍認定企業等」の認定企業(市内)	28	社	↑	庁内調査
次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定届企業数(市内)	269	社	↑	庁内調査
女性の管理的地位職業従事者割合(盛岡市)	17.6※	%	↑	国勢調査
女性の就業率(盛岡市)	50※	%	↑	国勢調査
講座参加者で起業や就労に結びついた件数(累計)	30	件	↑	内閣府調査
ひとり親家庭等日常生活支援事業登録者数	40	人	↑	庁内調査
家族経営協定締結件数(累計)	94	件	↑	庁内調査
育児休業取得率(男性・女性)(県内)	男性 2.7 女性 84.3	%	↑	庁内調査
パパママ教室への男性の参加割合	100%	%	→	庁内調査
保育所待機児童数(4月1日時点)	0	人	→	庁内調査
保育所待機児童数(10月1日時点)	87	人	↓	庁内調査
地域包括支援センター相談件数	17,070	人	↑	庁内調査
ワーク・ライフ・バランス推進事業参加企業数	約200	社	↑	庁内調査

※現状値はH27

## 【施策 1】 女性の活躍推進

働く場面において最大の潜在力である「女性の力」の活用が社会全体で求められている中、平成 30 年度に実施した女性活躍推進に関する事業所調査や、女性活躍推進の取組を積極的に進める事業所認定数などにおいて、市内における取組が発展途上の段階であることが明らかになりました。

また、同調査において、一般女性社員の意識改革や多様な人材の活躍にむけた管理職の意識改革などの課題や、市に求める取組として、スキルアップセミナー等の開催や先進事例紹介などが挙げられたことから、働くことを希望する女性が、自信と働きがいをもって活躍できるような支援と、事業所に対する意識啓発や環境整備のための取組支援などを、関係機関と連携しながら行っていきます。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 32101	<p><b>働く女性向けの人材育成（キャリアアップ・両立支援）</b>                      働く女性向けの人材育成セミナーや、ロールモデルなどの情報提供、両立不安を解消するための事例紹介や育児休暇中に参加できる講座などを実施し、キャリアアップ支援や両立支援を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座実施</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座実施		→	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
講座実施		→	→	→	→									
A 32102	<p><b>女性活躍推進団体間におけるネットワークの形成</b>                      女性活躍推進に関連した事業を展開する地域の教育機関、地域経済団体、NPO等が連携し、女性活躍推進のためのネットワークを形成し、働く女性向けのスキルアップ講座の共同開催や情報提供支援などを行い、地域全体で機運醸成を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座等の共同開催</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座等の共同開催		→	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
講座等の共同開催		→	→	→	→									
A 32103	<p><b>事業所への啓発と取組支援</b>                      事業所において女性活躍推進の取組が進むよう、意義や必要性などの啓発を進めるとともに、先進取組事例の紹介や女性活躍推進に関する企業認定制度の活用などの情報提供を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発・事例紹介（毎年）</td> <td>企業認定制度情報提供</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発・事例紹介（毎年）	企業認定制度情報提供		→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
啓発・事例紹介（毎年）	企業認定制度情報提供		→	→	→									

No.	主な取組・事業	所管												
A 32104	<p><b>女性の参画が少ない分野における女性の活躍推進</b> 理工分野や農林・建設分野など、女性の少ない分野における活躍を促進するため、仕事内容や働き方、やりがいや魅力などを伝える講座や情報発信を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>講座実施・ 情報発信</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			講座実施・ 情報発信	→	→	→	市民部 関係部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
		講座実施・ 情報発信	→	→	→									

#### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32101	<p><b>女性の起業支援</b> 起業など多様な働き方を支援するための講座や情報提供を実施します。</p>	市民部 商工労働部
C 32102	<p><b>女性の就職・再就職支援</b> 子育てや介護などで一旦離職した方の再就職も含め、就職を目指す女性向けの講座や情報提供を実施します。</p>	市民部 子ども未来部 商工労働部
C 32103	<p><b>困難を抱える女性への支援</b> 非正規雇用で働く独身女性や、離婚・死別等でひとり親となった女性などを対象に、就業や生活における不安など様々な課題や困難の解消のための講座や情報提供、日常生活支援事業等を実施し、社会的・経済的自立を支援します。</p>	市民部 子ども未来部
C 32104	<p><b>家族経営協定の普及</b> 女性農業者が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、家族経営協定の締結数の拡大と継続的な有効活用を図ります。</p>	農林部



## 【施策2】 男性の家庭や地域における活躍推進

男性の家事・子育て・介護・地域活動等の多様な経験は、職務における視野の広がりや生産性への意識の高まりなど、男性自身の豊かなキャリア形成や多様な生き方の選択にも好影響をもたらすとともに、女性の活躍推進や少子化対策にも大きな影響を与えることから、社会全体でその取組を促進させる必要があります。

先に実施した市民アンケートにおいて、「男性が家事育児参画するために必要なこと」として、「上司や職場の理解を進めること」を最も多く7割以上の方が選択したことなどから、女性だけでなく男性も仕事と家庭を両立できる働き方の見直しや、経営者や管理職を含めた意識改革が促進されるよう、機運醸成と意識啓発を行っていきます。

### ■新たに実施する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管												
A 32201	<p><b>男性の家庭・地域参画のための啓発活動の実施</b></p> <p>働く男性の家庭・地域参画に対する、市民や事業所等の理解を深めるためのイベントや講座等での啓発活動を行うとともに、働く父親のロールモデルや好事例の情報提供などを実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座・啓発活動実施</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座・啓発活動実施		→	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
講座・啓発活動実施		→	→	→	→									
A 32202	<p><b>男性の育児休業等取得促進のための機運醸成</b></p> <p>事業所における男性の育児休業や配偶者出産休暇等の利用が促進されるよう、講座や啓発資料の配布、関連イベントの開催等を通じ、機運醸成を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>講座実施・啓発活動</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			講座実施・啓発活動	→	→	→	市民部 関係部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
		講座実施・啓発活動	→	→	→									

### ■継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32201	<p><b>男性の家事・子育て・介護参画に関するスキルアップ講座等の開催</b></p> <p>働く男性の家事・育児・介護参画が進むよう、パートナーと参加できる講座や、スキルアップにつながる講座等を実施します。</p>	市民部 子ども未来部

**【施策3】 ワーク・ライフ・バランスの実現による誰もが活躍できる職場環境の整備**

性別等に関わりなく誰もが活躍できる職場環境をつくるためには、仕事と子育て・介護などの家庭責任との両立や、自己研鑽、趣味、地域活動、病気治療するなど、様々な活動との両立を叶え、仕事と生活の相互に相乗効果を生み出す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現する取組が欠かせません。

そのため、子育て・介護との両立に関する支援体制の整備と充実を図るほか、事業者向けにワーク・ライフ・バランス実現のための具体的な取組や職場風土づくりのための啓発や支援を行います。また、性別等による固定的な役割分担意識の解消やハラスメントの防止等にも併せて取り組み、誰もが活躍できる職場環境の整備を進めます。

**■新たに実施する取組・事業**

No.	主な取組・事業	所管												
A 32301	<p><b>誰もが活躍できる職場づくりの推進に向けた事業者への啓発と支援</b>                      誰もが活躍できる職場づくり（ダイバーシティ経営推進）のための意義の啓発や先進事例紹介、推進事業所の認定制度（くるみん・えるぼし等）に関する情報提供等を通じ、事業所の具体的な取組の後押しを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発・事例紹介等実施</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発・事例紹介等実施		→	→	→	→	市民部 子ども未来部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
啓発・事例紹介等実施		→	→	→	→									
A 32302	<p><b>経営者・管理職向けの多様な人材を活かすマネジメント支援</b>                      イクボスなど多様な人材を活かすマネジメントの実践を普及するため、経営者や管理職向けの講座や情報提供を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座等実施</td> <td></td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	講座等実施		→	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
講座等実施		→	→	→	→									
A 32303	<p><b>無意識の偏見の解消や性別等によるハラスメント防止の意識啓発</b>                      無意識に性別で役割を固定する見方や考え方である無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）への気付きを促すとともに、働く場における性別等に関連したハラスメントの防止に向けた講座や啓発等を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程表</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発資料作成・周知</td> <td></td> <td>講座実施・啓発活動</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	啓発資料作成・周知		講座実施・啓発活動	→	→	→	市民部 商工労働部
工程表	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度									
啓発資料作成・周知		講座実施・啓発活動	→	→	→									

## ■ 今後検討する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
B 32301	<b>多様で柔軟な働き方の推進・非正規雇用労働者の待遇改善</b> 時間外労働の上限規制や年次休暇の取得促進、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消などが盛り込まれた働き方改革関連法に基づき、事業所の取組が推進されるよう、国や県等の関係機関と連携し、事業所における改善の取組を促進するための要望活動に加え、制度の周知、相談などの支援を検討します。	商工労働部

## ■ 継続する取組・事業

No.	主な取組・事業	所管
C 32301	<b>仕事と子育ての両立支援体制の整備と充実</b> 仕事と子育ての両立環境の整備のため、保育士の確保、保育所の整備、放課後児童クラブの設置、延長保育・病児保育など、多様なニーズに応じた子育て支援環境の整備を行います。	子ども未来部
C 32302	<b>仕事と介護の両立支援体制の整備と充実</b> 今後増加が危惧されている介護離職を防止し、仕事と介護が両立できる環境づくりを進めるため、地域の高齢者介護の相談支援の拠点である「地域包括支援センター」の充実をはじめとする介護支援環境を整備し、家族の介護負担の軽減を進めます。	保健福祉部
C 32303	<b>ワーク・ライフ・バランス推進に取組む事業者の支援</b> 民間事業者の自主的な取組を推進するため、ワーク・ライフ・バランスのリーディング企業を育成するとともに、人材養成講座等の開催、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業間のネットワーク作りなどを支援します。	商工労働部
C 32304	<b>ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む事業者の表彰</b> 市内における機運醸成と取組の波及効果をねらうため、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの取組など、誰もが活躍できる職場づくりを行う民間事業所への表彰事業を実施します。	子ども未来部
C 32305	<b>特定事業主行動計画の着実な推進と一般事業主行動計画の策定勸奨</b> 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく事業主行動計画について、市など公務部門（特定事業主）は企業等（一般事業主）に対し率先垂範することが求められていることから、盛岡市特定事業主行動計画に基づく取組を着実に推進し、その実施状況を毎年公表します。また、一般事業主に対し事業主行動計画策定の啓発と支援を行うとともに、市営建設工事競争入札参加者資格申請において、計画策定を行った事業者に加点を行います。	総務部 財政部 市民部